

## 研究結果報告書

非常に類似する民事訴訟制度を運用する日本と韓国の裁判所では、それに関する統計資料を公表しており、その統計の取り方なども多くの部分で類似している。同じような制度であり、その統計の取り方も類似しているにも拘わらず、その結果としての統計数値は必ずしも同じではない。本研究は、こうした差異は具体的にどのようなものかを明らかにしようとするものである。統計数値に差異があると云うことは、民事訴訟法の具体的な内容に重要な差異があることを示すものと言えるであろう。こうした統計数値上の差異を日韓両国間で比較・分析すれば、両国の制度の長所と短所なども浮き彫りになる。

日韓両国の裁判所（最高裁と大法院）はきわめて詳しい統計資料は公開している。本研究で統計資料として用いたのは、2011年度の数値である。数年間にわたる比較が必要かもしれないが、本研究では、取り敢えず単年度の数値の比較を対象とした。その上で、日韓の民事訴訟に関する様々な統計数値を比較してみると、全体的には多くの部分で類似性を指摘・発見することができた。裁判所の予算規模、裁判官の数、調停事件数、本人訴訟率、判決における請求認容率その他審理期間などのケースである。一方、差異の存在が明らかになったのは、全般的に韓国のほうが事件数が多いこと。日本の場合は、地裁の単独と合議の区別が明確ではないこと。その為か、統計資料も区別されていない。単独と合議では紛争処理における対応の方法などが違ってくるので、法律的にはある程度明確な基準によって区別し、対応することも検討の余地があるのではなかろうか。また、当事者の訴訟上の義務履行を促す制裁（たとえば、失権効）を審理期間との関係から積極的に取り入れることが有効であろう。その他、民事訴訟の延長線上にある執行手続において、その実効性を高めることが日本に求められるべきであることが、数値上から見て取れる。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

日本での発表を予定 (時期未定)

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

『判例タイムズ』などの著名な法律雑誌に、今年の前半期中に掲載予定。

題名は、「日韓民事訴訟制度の比較 — 統計数値を中心として」

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)

未定